

1 外国人労働者受入政策の変遷

	60年代	70年代	80年代	90年代	2000年以降
ドイツ	労働力不足対策として外国人労働者の受入れ	73年。政策転換、国外募集停止と帰国促進政策。しかし外国人人口の停滞と滞在の長期化		90年の外国人法に基づく東欧との労働者受入れの二国間協定締結	[2001年] 国籍法に一部出生地主義導入により、長期滞在外国人の滞在権・就労権の強化 [2004年 新移民法] 移民関連法の全般的枠組み設定 合法的移民(EU市民、ドイツ系帰還者含む)の社会統合措置の新規定 【行政組織の改革】 移民関連業務の所掌を内務省へ集中化によるワンガバメント化 滞在許可と労働許可のワンストップ・サービス化
フランス	労働力不足対策として外国人労働者の受入れ	74年。就労目的の移民受け入れ停止の決定 定住移民の家族受け入れは容認 合 以下の政策の二本柱に基づく移民法・国籍法の改正 ~ (a)移民流入抑制 (b)合法的移民の社会統合 滞在許可と労働許可のワンストップ・サービス化(84年)			
英国	新英連邦中心に大量の移民流入。それによる労働力不足のカバー。	71年。原則移民の禁止			[2001年] 外国人労働者受入れの新制度導入(管理移住制度)。ポイント制による高度技能者の受入れ開放 [2005年] 新方針打ち出す ポイントシステムの全面導入による受入厳格化 それに基づく高度技能者の積極的受入れと単純労働者受入れ(職種別スキーム)の段階的廃止
オランダ	労働力不足対応のための外国人労働者の受入	石油危機を契機とした外国人労働者の受入停止 既存外国人労働者の国内滞留の常態化 70年代半ば、スリナムからの大量移民流入			重要になる外国人の社会統合問題への対応 60年代の受入政策の反省を踏まえた受入政策の展開
イタリア	移民送り出し国、あるいは他国への経由国		[70年代後半以降] 英仏独の移民受入規制強化による移民増加 移民管理の必要性増大 [1986年] 初めての移民法規の制定		1998年。移民受入制限の法的措置 ~ 滞在許可前の就職先確保の必須化 滞在許可と労働許可のリンク

2 人材レベルからみた就労許可の仕組み

		ドイツ	フランス	英 国	オランダ	イタリア	
就労許可が 必要ない就労		高度技能労働者		高度技能者 季節農業等労働者制度	高度技能者		高度人材
就労許可が必要な就労	労働市場 テストの 免除		特定専門職	ビジネス一職	新EU国民特別措置		通常の外国人労働者
	労働市場 テストが 必要	職業教育要の職 季節就労	通常労働許可 季節的労働許可	ビジネス二職 職種別スキーム	短期労働許可		単純労働者

3 - 1 就労許可に関わる諸制度

	ドイツ	フランス	英国	オランダ	イタリア
基本方針	<p>技能労働者は例外を除き募集停止、ドイツ、EU、欧州経済圏を対象にした労働市場テストの必要。但し、EU新規加盟国民は非EU国民より優先。</p> <p>高度技能労働者は入国直後に取得可の住許可(労働許可は不要)により持続的就労の許可</p>	<p>75年の就労目的移民の受け入れ停止以降、受け入れ人数は非常に少数</p>		<p>外国人労働者受入は極めて制限的 労働許可取得が原則</p>	
就労許可が必要ない就労	<p>【高度技能労働者】 無期限の住許可 対象—学者、教授、科学者、一定所得(年8.46万ユーロ)以上の専門家・幹部職員</p> <p>【その他】 職業教育・訓練、商業活動、学生の休暇中就労、短期派遣労働者</p>		<p>【一般的なスキーム】 ～ビジネス・ケース・ユニット(経営者等)、ワーキングホリデー、オペア、留学生等</p> <p>【特別なスキーム】 (a)高度技能者移住プログラム(HSMP)～2002年開始 (対象)高度技能者、(要件)求人なしで移住可。労働許可ではなくポイント制、(期間)1年更新。4年在住後に永住許可申請可 (b)季節農業・酪農労働者制度(SAWS)～(対象)季節労働者、18歳以上の学生、(期間)5週間～6ヵ月、(その他)数量割当制</p>	<p>【高度技能者(ナレッジワーカー)】 法務省管轄 受け入れ基準～年間所得のみ。年間4.5万ユーロ(但し、30歳以下は3.3万ユーロ)</p>	

3 - 2 就労許可に関わる諸制度

		ドイツ	フランス	英国	オランダ	イタリア
就労許可が必要な就労	労働市場テスト免除の職	国際人材交流 3年以下の労働者派遣 プレハブ住宅組み立て作業	対象者～特定の専門職(IT専門化等) 暫定的労働許可か恒久的労働許可(?)	ビジネス・商務【 第一種 】 ～(a)市場テスト不必要。仕事内容による許可。対象は「人材不足職種」、社内転勤、取締役級、対英投資。(b)人材不足職種について～内務省移民局による 人材不足職種リスト の作成。現在の職種は エンジニア、ヘルスケア、その他 。リストから外れた職種は第二種で対応。	下記のEU新規加盟8ヵ国労働者に対する例外措置	
	労働市場テストが必要な職	<p>【職業教育を必要とする職】 (高度技能資格に達しない一定レベルの職)</p> <p>雇用期間3年以下に限る 対象職～外国語教師・料理調理師、IT技術者(グリーンカードの代替)、介護要員、国際人材交流 EU新規加盟国民に対する条件緩和(対象職の制限なしとする)</p> <p>【職業教育を必要としない職】</p> <p>(1)季節就労 農林業、果実・野菜栽培、製材業、ホテル・飲食業 二国間協定による(対象国中欧、東欧) 滞在期間～事業所の季節労働者8ヶ月、その他4ヶ月</p> <p>(2)その他、展示会業者手伝い、オーペア、家事手伝い</p>	<p>高度技能者については就労を例外的に認める (例)大学・研究機関職員、フランス人不可の職、一般企業の管理職(年6万1-11)</p> <p>【通常労働許可】 特定の職と地域に限定 滞在許可1年</p> <p>【暫定的労働許可】 特定企業での就労の高度技能者 9ヶ月</p> <p>【季節的労働許可】 季節的労働 6-8ヶ月</p>	<p>ビジネス・商務【第二種】～市場テスト有り。一定の学歴・業務経験有りが条件。</p> <p>その他～研修・実務経験制度(TWES)、芸能スポーツ、インターシップ</p> <p>(特定スキーム) 職種別スキーム(SBS)～(a)2002年開始、(b)単純労働者の短期的不足対応の時限的スキーム、(c)対象者＝低技能者、(d)対象業種＝内務省移民局による不足業種の指定。食品加工業等、(e)期間＝一年、(f)数量割当制度、(g)段階的廃止の方向</p>	<p>雇用者の要求期間に応じた許可～最大3年。3年後は「無期限居住許可」取得が可能。</p> <p>条件付許可～最大3年。雇用者に労働者募集の努力義務あり。</p> <p>短期間労働許可～最大24週間 更新不可の一時許可</p>	<p>数量割当ある(国別、職種別)</p> <p>～(a)受入人数＝約18万人(05年)、(b)職の種類＝管理職、非定期(?), 家内労働、季節労働者、独立労働、(c)EU新規加盟国割当により充足可から季節労働者枠の縮小。家内労働対応のためフィリピン枠の新規設置。</p> <p>労働ビザの種類 ～(a)従属労働＝有期契約(滞在期間は最大1年)と無期契約(最大2年)、(b)独立労働(2年)、(c)季節労働(最大9カ月)</p>

3 - 3 就労許可に関わる諸制度

	ドイツ	フランス	英国	オランダ	イタリア
EU新加盟8カ国 に対する対応	「職業教育を必要とする職 (高度技能資格に達しない一 定レベルの職)については、対 象職を制限しないとの優遇措 置をしている		労働市場の解放 一ヶ月以上の就労について は「労働者登録計画」で管 理	移行期間(2006年までは従 来通り) ただし、労働不足部門・職 について特例措置 ～(a)市場テストの免除 (b)CMI(就労・所得センター)指 定の部門・職対象 (c)指定部 門・職 = 園芸、食肉加工、 内航運輸(船員等)、国際輸 送(運転手等)、保健部門 (医療助手)。但し、現在は対 象範囲を縮小	新規に大きな割当枠の設定 (2004年から)

4 国籍別外国人労働者

イギリス		ドイツ		フランス*1		イタリア*2		オランダ*3	
インド	97	トルコ	974	アリジェリア	574	モロッコ	115	トルコ	100
イタリア	67	イタリア	407	ポルトガル	571	アルバニア	89	モロッコ	97
フランス	51	ギリシャ	213	モロッコ	522	フィリピン	53	ドイツ	56
ポルトガル	50	クロアチア	185	イタリア	378	ルーマニア	47	英国	44
ドイツ	48	ポーランド	133	スペイン	316	中国	44	ベルギー	26
フィリピン	38	オーストリア	113	チュニジア	201	セネガル	37	イタリア	18
ポーランド	32	ボスニア・ヘルツェゴビナ	98	トルコ	174	チュニジア	34	北米	15
オランダ	26	ポルトガル	76	カンボジア等	159	エジプト	26	フランス	14
スペイン	26	英国	72	アメリカ・オセアニア	130	旧ユーゴスラビア	24	中国	11
バングラディシュ	18	スペイン	71	ポーランド	98	スリランカ	24	ポルトガル	11

1 移民数

2 労働許可発行数

3 外国人数

4 外国人雇用サービスセンターによる

イギリス04年、ドイツ02年、フランス03年、イタリア05年、オランダ04年

5 労働者登録計画申請者数の推移 (2004年5月～2006年6月)

英国

	Approved	Refused	Exempt	Withdrawn	Sub-Total	Estimated Outstanding	TOTAL
Q2 2004	38,830	550	275	2,550	42,200	-	42,200
Q3 2004	46,440	430	275	3,120	50,260	-	50,260
Q4 2004	40,605	270	95	1,110	42,080	-	42,080
Q1 2005	41,495	480	120	870	42,960	-	42,960
Q2 2005	55,100	565	85	1,350	57,095	10	57,105
Q3 2005	58,860	410	70	1,720	61,065	15	61,075
Q4 2005	49,450	330	35	1,295	51,115	15	51,125
Q1 2006	46,465	320	30	965	47,775	65	47,840
Q2 2006	49,850	240	30	730	50,850	1,345	52,195
Total	427,095	3,595	1,010	13,705	445,400	1,450	446,850

出所：雇用年金省 “Accession Monitoring Report, May 2004 June 2006” , 2006